

高知県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付事務取扱要領

第1章 共通

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、高知県農地農業用施設災害復旧事業補助金の取扱いについて必要な事項を定め、補助金交付事務の円滑化及び適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要綱：高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱をいう。
- (2) 補助事業者：要綱第2条に規定する補助事業者をいう。
- (3) 補助金：要綱第1条に規定する補助金をいう。
- (4) 災害システム：高知県災害復旧事業管理システムをいう。
- (5) 暫定措置法：農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）をいう。
- (6) 暫定措置法施行令：農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）をいう。
- (7) 激甚法：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）をいう。

(その他)

第3条 補助事業者は、事務の効率化のため、災害システムの使用に努めなければならない。

第2章 補助金事務

(補助率増高の申請)

第4条 災害復旧事業の補助率は、次に掲げる規定により増高されるため、適用条件を満たす場合は、市町村長は申請を行わなければならない。

- (1) 暫定措置法第3条第3項の規定による単年災害に係る補助率の嵩上げ
 - (2) 暫定措置法第3条の2の規定による連年災害に係る補助率の嵩上げ
 - (3) 激甚法第5条の規定による補助の特別措置の適用
- 2 農業基盤課長（以下「課長」という。）は、激甚指定の政令が公布されたときは、第23号様式による特別措置対象地域の通知により各補助事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の補助率の嵩上げを受けようとする市町村長は、課長が指定する期日までに次に掲げる様式を知事に提出しなければならない。
- (1) 第24号様式による補助率増高申請書（連年災害補助率適用申請書）

- (2) 第 25 号様式による特別措置適用申請書
 - (3) 前 2 号に掲げる書類のほか知事が指示する書類
- 4 知事は、当該年災の地域指定及び補助率が確定したときは、第 26 号様式による補助率決定通知により市町村長に通知するものとする。

(補助金交付決定前着工)

- 第 5 条 補助事業者は、補助金額の決定前に工事に着手するときは、工事着手前に第 20 号様式による補助金交付決定前工事着手申請書により農業振興センター所長（以下「所長」という。）を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容について審査し、やむを得ないと判断した場合は、第 27 号様式による補助金決定前着工の承認により承認する。

(予算要望調査)

- 第 6 条 補助事業者は、所長から予算要望調査の依頼を受けたときは、所長が指定する期日までに第 28 号様式による予算要望集計表（市町村別）により予算要望額を所長に報告しなければならない。
- 2 所長は、前項による報告を受けたときは、管内補助事業者の要望額を取りまとめ、第 29 号様式による予算要望集計表（センター別）により課長に報告しなければならない。

(割当内示)

- 第 7 条 農業振興部長は、補助金の割当内示額を決定したときは、次に掲げる様式により補助事業者に通知するものとする。
- (1) 第 30 号様式による補助金の割当内示
 - (2) 第 31 号様式による補助金割当内示額表
- 2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、災害システムにより災害復旧事業補助計画書（以下「事業補助計画」という。）を作成し、所長に報告しなければならない。
- 3 所長は、前項の報告を受けたときは、災害システムにより事業補助計画を集計して課長に報告しなければならない。

(補助金の交付の申請)

- 第 8 条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、要綱第 4 条に基づき、所長が指定する期日までに次に掲げる様式を所長に提出しなければならない。
- (1) 第 1 号様式による補助金交付申請書
 - (2) 第 2 号様式による災害復旧事業補助計画書
 - (3) 第 3 号様式による収支予算書
- 2 補助事業者が、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該

補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第9条 所長は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、第32号様式による補助金交付決定通知書により承認するものとする。ただし、要綱第6条に掲げるいずれかに反すると認めるときは、交付決定承認後でも補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(設計書の審査)

第10条 補助事業者は、要綱第12条に基づき、工事着手前に、実施設計書に第21号様式による審査表を添えて所長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、変更設計書についても同様とする。

2 所長は、前項の規定による設計書の提出を受けたときは、設計書の内容を審査し、適当であると認めるときは、同項の審査表により承認するものとする。

(事業補助計画の変更)

第11条 補助事業者は、事業補助計画の変更(次項に規定する軽微な変更を除く。)をしようとするときは、次に掲げる書類を所長に提出し、承認を得なければならない。また、所長は、当該申請を受けたときは、これを災害システムで課長に報告しなければならない。

- (1) 第4号様式による変更承認申請書
- (2) 第2号様式による災害復旧事業補助計画書
- (3) 第3号様式による収支予算書

2 前項の規定による軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 施行箇所の変更
- (3) 施行箇所ごとの工種(農地については田、畑及びわさび田の区分並びに農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災のため池の区分をいう。)の全部若しくは一部の変更又は廃止
- (4) 施行箇所ごとの工種別の事業量の30%を超える増減
- (5) 施行箇所ごとの工種別の工事費の30%を超える増減
- (6) 補助事業者の補助金総額の変更

3 所長は、第1項の書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、次に掲げる様式により承認するものとする。なお、所長は、前項第6号に該当する場合は、次に掲げる様式により補助金交付決定変更通知書を併せて通知する。

- (1) 第33号様式による変更申請書の承認
- (2) 第34号様式による補助金交付決定変更通知書

4 補助事業者は、やむを得ず事業補助計画の事業完了延期が必要となったときは、第35号様式による完了延期の申請により所長に申請し、その承認を得なければならない。

5 所長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認めるときは、第36号様式による完了延期の承認により承認し、課長に報告しなければならない。

(竣工届及び検査)

第 12 条 補助事業者は、箇所事業（割り当てられた箇所の補助事業をいう。）完了後に第 37 号様式による竣工届により竣工届を所長に提出し、検査を受けなければならない。なお、箇所事業ごとに竣工日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに検査を完了しなければならない。ただし、繰越箇所については、繰越承認工期までに県の検査を完了しなければならない。

- 2 所長は、前項の届出を受けたときは、検査職員を任命し、当該検査職員は、第 38 号様式による検査復命書により、検査内容について所長に報告しなければならない。
- 3 検査内容については、原則として現地確認とするが、200万円以下の工事であって現地在工事写真等で確認することができるものについては、書類審査のみとすることができる。

(実績報告等)

第 13 条 補助事業者は、要綱第 8 条の規定による実績報告及び関係書類を次に掲げる様式により、所長に提出しなければならない。

- (1) 第 8 号様式による災害復旧事業実績報告書
 - (2) 第 9 号様式による災害復旧事業成績書
 - (3) 第 10 号様式による収支精算書
 - (4) 第 11 号様式による請負及び竣工検査調書
 - (5) 第 12 号様式による取得財産調書
 - (6) 第 13 号様式による残材料調書
- 2 第 8 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第 8 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、第 14 号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
 - 4 所長は、補助事業者から実績報告を受けたときは、これを災害システムで課長に報告しなければならない。

(年度終了実績報告)

第 14 条 補助事業者は、要綱第 10 条に規定する年度終了実績報告及び関係書類を次に掲げる様式により、所長に提出しなければならない。

- (1) 第 18 号様式による災害復旧事業年度終了実績報告書
- (2) 第 19 号様式による災害復旧事業年度内実績表

(概算払請求)

第 15 条 補助事業者は、要綱第 7 条に規定する概算払を請求するときは、次に掲げる様式を所長に提出しなければならない。

- (1) 第 6 号様式による概算払請求書
- (2) 第 7 号様式による概算払請求内訳表

(繰越承認申請)

第 16 条 要綱第 9 条に規定する繰越しの承認の申請の様式は、次に掲げるとおりとし、補助事業者は、所長に提出しなければならない。

- (1) 第 15 号様式による繰越承認申請書
- (2) 第 16 号様式による繰越計算書内訳表
- (3) 第 17 号様式による箇所別調書及び理由書

- 2 所長は、前項の規定による申請を受けたときは、課長に報告し、課長は当該繰越について四国財務局長への申請をする。
- 3 前項の四国財務局長の承認を得た場合は、所長は第 39 号様式により補助事業者はその旨を通知する。

(遂行状況報告)

第 17 条 要綱第 13 条に規定する補助事業の遂行状況報告の様式は、第 22 号様式によるものし、補助事業者は、所長に提出しなければならない。

- 2 所長は、前項の規定による報告を受けたときは、課長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 18 条 所長は、要綱第 8 条による実績報告を補助事業者から受けたときは、次に掲げる様式により補助金額を確定するものとする。

- (1) 第 40 号様式による補助金検査調書兼確定書
- (2) 第 12 条第 2 項に規定する書類
- (3) 第 13 条第 1 項に規定する書類

- 2 所長は、前項の規定による報告を受けたときは、補助金の確定額を第 41 号様式による補助金の額の確定通知により、当該補助事業者に通知しなければならない。ただし、確定額が交付決定額と同額の場合は、この限りでない。

第 3 章 事業事務

(単価、歩掛り等の通知)

第 19 条 知事は、当該年災の単価及び歩掛りについて、次に掲げる様式により補助事業者へに通知するものとする。

- (1) 第 42 号様式による単価及び歩掛り通知
- (2) 第 43 号様式による査定用総合単価通知

(被害の報告)

第 20 条 補助事業者は、発生した災害の被害を確定し、次に掲げる様式により所長を経由して知

事に報告しなければならない。

- (1) 第 44 号様式による被害確定報告書
- (2) 第 45 号様式による被害状況報告
- (3) 第 46 号様式による査定行程表

- 2 前項の規定による報告は、災害が発生した日から 15 日以内に行わなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることができる。なお、被害確定報告後はその内容について変更できない。

(査定)

第 21 条 課長は、査定日程について所長に通知し、所長は、第 47 号様式による災害査定通知により各補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、次に掲げる様式を当該査定初日から起算して 13 日前までに所長に提出しなければならない。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

- (1) 第 48 号様式による災害査定申請書
- (2) 第 49 号様式による査定票、事業補助計画書、補助計画概要書及び事業費総括表を添えた査定設計書
- (3) 第 50 号様式による箇所別調書
- (4) 第 51 号様式による各地の降雨記録
- (5) 第 52 号様式による査定野帳

- 3 所長は、第 2 項の規定により補助事業者から提出された査定設計書を審査し、内容が適当であると認める場合は、前条第 2 号に掲げる事業補助計画書をもって承認し、及び返却するものとする。

(決定通知前着工)

第 22 条 補助事業者は、査定前または事業費決定前に工事（応急本工事）に着手するときは、工事着手前に次に掲げる各様式により所長を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 第 53 号様式による査定前着工協議
- (2) 第 54 号様式による事業費決定前着工協議

- 2 知事は、前項の規定による協議書の提出を受けたときは、その内容について審査し、やむを得ないと判断した場合は、次に掲げる様式により承認する。

- (1) 第 55 号様式による査定前着工の承認
- (2) 第 56 号様式による事業費決定前着工の承認

(事業費の決定通知)

第 23 条 暫定措置法施行令第 3 条第 1 項の規定による事業費の決定通知を受けたときは、課長はその旨を所長に通知し、所長は第 57 号様式による事業費決定通知により各補助事業者へ通知するものとする。

(事業計画の変更)

第24条 補助事業者は、災害復旧事業計画（以下「事業計画」という。）に、次項に規定する軽微な変更が生じたときは、次の各号に掲げる様式により所長を経由して知事の承認を得なければならない。

- (1) 第58号様式による災害復旧事業計画変更申請書
- (2) 第59号様式による災害復旧事業計画変更地区別一覧表

2 前項に規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更（以下「重要変更」という。）以外の変更とする。

- (1) 工法変更
- (2) 施行箇所の変更
- (3) 変更額が変更前の工事費の額の30%（その額が200万円を超える場合は200万円）の増減を超えるもの
- (4) 主要な工事の形状、寸法、材質又は位置の変更
- (5) 廃工（部分廃工）による変更
- (6) 農地面積の変更

3 補助事業者は、事業計画の変更の内容が重要変更該当するときは、第1項に規定する書類に加え、次に掲げる様式により第10条に規定する所長の審査を受けた後、知事の承認を得なければならない。

- (1) 第60号様式による計画変更審査表
- (2) 第61号様式による計画変更審査票
- (3) 第21号様式による審査表
- (4) 第62号様式による事業費変動内訳整理表
- (5) 第63号様式による事業費変動理由整理表
- (6) 設計書
- (7) 前各号に掲げる書類のほか当該変更についての説明資料

4 補助事業者は、第2項第5号に該当する重要変更をしようとするときは、前項に規定する書類に加え、第64号様式による災害復旧事業廃止申請書により所長を経由して、知事に提出し、その承認を得なければならない。

5 知事は、第1項、第3項及び前項の申請を受けた場合で、この内容について審査しやむを得ないと認めるときは、次に掲げる様式により承認するものとする。

- (1) 第65号様式による災害復旧事業計画変更の承認
- (2) 第59号様式による災害復旧事業計画変更地区別一覧表

(竣工認定)

第25条 県が行う竣工認定については、第12条の検査の完了及び第18条の補助金の額の確定をもってこれとみなす。

附 則 この要領は、平成19年度から適用する。

附 則 この要領は、平成21年6月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成23年10月14日から適用する。

附 則 この要領は、平成 26 年 4 月 16 日から適用する。

附 則 この要領は、平成 29 年 4 月 20 日から施工し、平成 29 年度事業から適用する。